

これは原告代理人の法廷での発言を被告代理人が「まるで鬼の首を取ったかのように」直ちに報告書として提出したのである。しかしこれ自体は何ら問題となるものではない。つまり、原告ら代理人が通常人であるとすれば、通常人は甘い臭いやタバコとしての副流煙を感じられないので、受動喫煙症及び化学物質過敏症が発症する人は特別過敏な人で、一般通常人としての受忍限度としてはこれを超えていない、と主張する趣旨のようである。しかし、これこそ化学物質過敏症の発症に関する病気そのものの難しさと深く関わるものであろう、宮田意見書 回答書（甲27の問1及び問2等）にある通りである。あるいは、NHKTVの「あさいち」のDVD(甲20)でも分かる通り、一度大量の化学物質を被爆して、発症、罹患してしまうと、ほんのわずかな、化学物質によっても敏感に反応することであり、又、男性よりも女性が発症、罹患しやすいということも関係することである。

原告ら代理人が特に鈍感なわけでもないと思うが、原告 **A妻** や同 **A娘** のようには感じられなかったことは事実である。その時の副流煙のレベルがどうであったかは、勿論判然としないものの、本当に様々な要因の中で、化学物質過敏症に罹患してしまうのである。宮田医師はこれから確実にものすごい勢いで発症、罹患する方が増大するであろうと深く憂いておられるのである。

- 17 作田医師作成の原告 **A娘** に対する診断書（甲3）及び甲46の6についての批判について

これは既に十分に反論した通りであり、作田医師の回答書面（甲43及び今回提出する甲61）によって明らかである。

甲46の6の診断書について、被告側はこれをもって、原告ら代

理人が診断書を偽造した筈という、極めて稚拙な批判をしているが、全くの論外の主張、という他はない。

なお、一点だけ修正をするが、甲46の6については、後に調べたところ(作田医師は甲61の陳述書でも明らかにされている通り)、PDFのデータとしてではなく、(誤って保存されたまま)印刷して郵送してご送付いただいたものである(なお、被告は甲46の6の送付方法について殊更に気にしているようであるが、一般的に医師の方に診断書等をPDFのデータとしてお送り頂くことはあり、問題になるものではない。)

## 第9 損害論

- 1 原告らは、本件訴訟を金銭目的で提起してはいない。原告らが被った健康被害を回復したい、否、回復まで到ることが難しい(化学物質過敏症)としても、せめて、被告が自宅での喫煙を控えてくれることにより、現在発生している疾患を少しでも軽減緩和したいという思いである。

しかし、それでもなお、今回の被害によって原告らがどのような被害(金銭的損失)を生じてしまっているかについては、これを看過することは出来ない。

- 2 なお訴状提起時点で、まとめた通り、

甲第8号証は、治療関係費であり(平成28年10月12日~平成29年11月9日迄)ここには、川瀬医院、緑十字クリニック、くらた内科クリニック、若葉調剤薬局、そよ風クリニック、日本赤十字医療センター、三原クリニック、あおば皮膚科等々の名前が並ぶ。

甲第9号証は、サプリメントの購入記録であり、(平成29年2月1